令和８年度新潟県立豊栄高等学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。生徒の尊厳を保持する目的のもと、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携を図り、いじめ対策推進法制定の意義を踏まえ、下記の行動計画に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的、効果的に推進する。また、いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むものでなく、学校が一丸となって組織的に対応し、いじめの被害者を徹底して守る。

＜いじめの定義＞

いじめ防止対策推進法

第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

新潟県いじめ等の対策に関する条例

第１条

この条例は、いじめ及びいじめ類似行為（以下「いじめ等」という。）の未然防止、いじめ等の早期発見、いじめ等に対する迅速かつ適切な対応並びにいじめ等の再発防止の対策（以下「いじめ等の対策」という。）に関し、基本理念を定め、県等の責務を明らかにするとともに、いじめ等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めることにより、もって児童等が健やかに成長することのできる環境の整備に資することを目的とする。

第２条

この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているのをいう。
２　この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

いじめの具体例（Aさんに対しての）

- ○AさんはBさんから購買の順番を抜かされて悲しい顔をしていることが度々ある。
- ○就職試験が近いにもかかわらず、ゲームばかりをしているAさんにBさんは、こんなことでは希望している企業に合格できないとゲームを止めるよう繰り返し注意をした。Aさんは、何度も同じことを言われ苦痛になっている。
- ○数学の問題を解こうとしていたAさんに対し、Bさんが親切心から解き方と答えを教えたところ、あと一息で正解にたどりつこうとしていたAさんが泣きだした。
- ○Aさんは、Bさん、Cさんと休み時間によく一緒に遊んでいる。最近は、教室でプロレスごっこがはやっており過激になってきている。同じクラスの生徒が担任の先生に「B、Cはプロレスをやっている際、かなり乱暴。Aは2人にやられている。」との話があった。担任がAさんに直接確認したところ「大丈夫です。」と答えていた。
- ○Aさんを含むクラス内の2つのグループが相互にネット上で悪口を言い合っていた。一方のグループが、携帯電話の記録を示し、いじめを受けていると主張したところ、もう一方のグループは、自分たちの方がひどいことを言われていると主張した。先生が確認したところ、ほぼ同程度の悪口の言い合いだったため、「けんか」と判断した。
- ○Bさんは「その問題は簡単だからAさんでも解けるよ」と言うと、クラス中の生徒が笑った。Aさんはうつむいてしまった。
- ○スカートが嫌でスラックスをはいている女子生徒のAさんを男子生徒がからかっていた。
- ○自然災害で県外から転学してきたAさんにBさんは「いつ故郷に帰るの」などと繰り返し話した。

＜新潟県立豊栄高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画＞

1　組織的な対応に向けて

(1)　いじめ対策に関する委員会

①　「いじめ未然防止に係る委員会」《定期開催》

ア　委員

校長、教頭、いじめ対策推進教員、学年主任、生徒指導主事、保健主事
（必要に応じて）PTA会長

イ　実施する取組・未然防止対策

・いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案及び、実施状況の把握と改善
・全教職員対象の校内研修会や生徒向け講演会の企画・立案
・要配慮生徒の把握と支援方法検討　等
・アンケートの年間3回以上の実施、「生活に関する相談窓口」の常設と結果の5年間保存

②　「いじめ対策委員会」《いじめ認知時など必要に応じて開催》

ア　委員

校長、教頭、いじめ対策推進教員、学年主任、生徒指導主事、保健主事、関係する学年主任、学級担任、養護教諭（ケースによってスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを加える）

イ　実施する取組

(ｱ) 早期発見対策
・いじめの状況を把握するためのアンケートの複数回実施と分析
・生徒の状況把握と情報共有　等

(ｲ) いじめ認知時の調査方法、分担等の決定
・関係のある生徒への事実関係の聴取（必要に応じて緊急アンケート）
・保護者への連絡（複数の教員で、丁寧に対応する）
・関係機関への連絡（必要に応じて、警察、福祉関係、医療関係等）

(ｳ) いじめ認知時の指導方針の決定
・被害者、加害者への指導、支援
・観衆、傍観者等への指導、支援
・保護者との連携
・関係機関との連携

(2)　校内研修の実施（「いじめ未然防止に係る委員会」企画）

2　いじめの未然防止に向けて

○課題未然防止教育

(1)「日々の声かけや励まし、賞賛、授業や行事などでの個と集団への働きかけ」等を通して、コミュニケーション力や共感性、自己理解力などの社会的資質・能力の育成に努める。
(2) 生徒一人ひとりが豊かな心を育み、頭で理解するだけではなく行動で「いじめはしない」「いじめを許さない」という感覚を、学校生活全体や家庭での日常生活を通して身につけることができるように働きかける。
(3)「自信をもたせる授業」を目指し、ひとり一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。
(4)「SNS教育プログラム」を実施し、インターネットのもつ利便性と危険性を理解させ、情報機器の適切な使い方について指導する。

○発達支持的生徒指導

(1) 多様性に配慮し、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行い、豊かな心を育み、生徒の道徳性を育成する。
(2) 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
(3) 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てる。

3　いじめの早期発見に向けて（課題早期発見対応）

(1)　早期発見のための認識

生徒が示す些細な兆候を見逃さないという共通認識の涵養。

(2)　早期発見のための手立て

①　「学年会」で常時気になる生徒の情報を共有し、組織的に対応する。
②　生徒との面談や生徒・保護者・学級担任による三者面談等を通じて、早期発見に努める。

③　「いじめの実態を把握するための調査」を工夫し、定期的及び随時実施する。
④　生徒、保護者にいじめの相談・通報窓口を周知する。

(3)　**早期解決のための認識**

・いじめられた生徒（以下被害生徒）やその保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
・いじめた生徒（以下加害生徒）に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

(4)　**早期解決のための対応**

いじめ対策委員会が中心となり、関係のある生徒への聴取や緊急アンケートの実施により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、外部機関とも連携をとる。

4　いじめの早期解決に向けて（困難課題対応的生徒指導）

(1)　**生徒・保護者への支援**

・被害生徒の保護者及び加害生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有し、早期解決のための協力を依頼する。
・いじめを解決する方法については、被害生徒及びその保護者の意向を踏まえ、決定する。
・加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。
・いじめが解決したと思われる場合でも、最低3カ月は全職員が被害生徒へのみとりを続け、学級担任は個別面談を実施するなどして必要な指導・援助を行う。

(2)　**いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ**

・生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
・はやし立てるなどの行為はいじめを助長するもので、いじめと同様であることを指導する。
・いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。

(3)　**ネットいじめへの対応**

・ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
・生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(4)　**警察との連携**

いじめが犯罪行為として取扱われるべきものであるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

5　重大事態への対応

(1)　初期調査及び報告

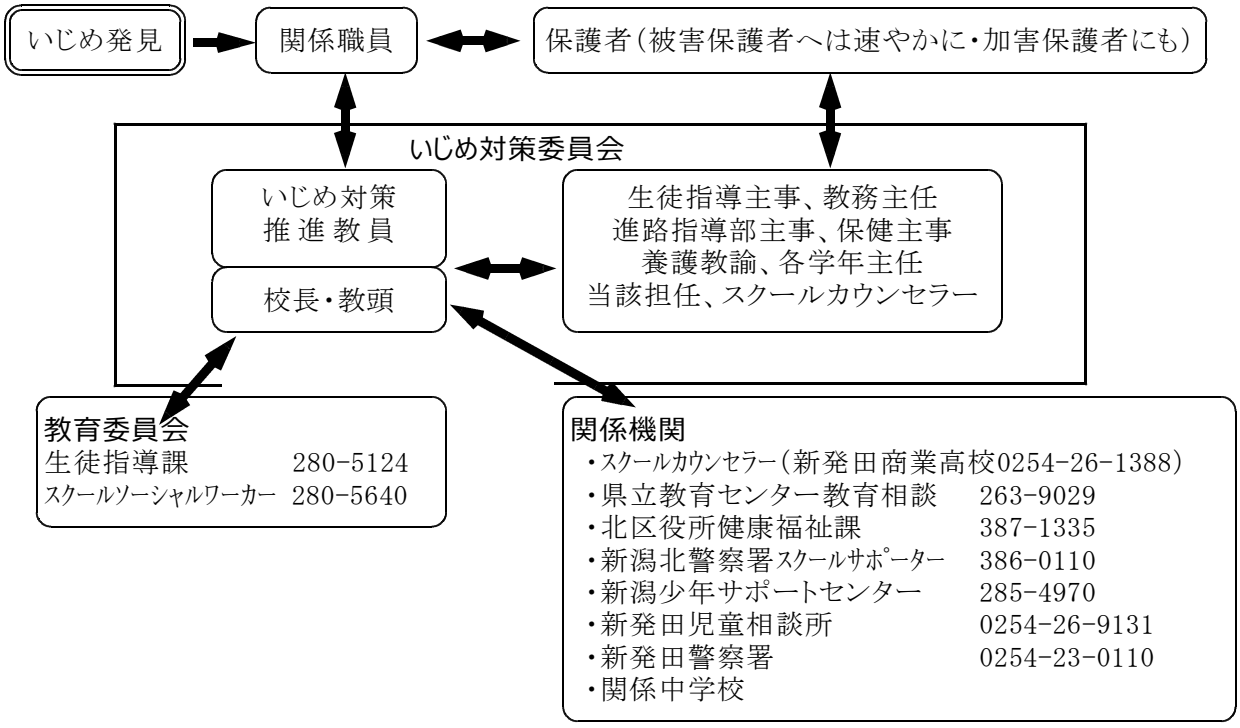
①　直ちに初期調査を実施し、その結果を県教育委員会に報告する。
②　初期調査にあたっては、以下の事項に留意する。
○重大事態に至る要因となったいじめ行為に関し、次の事実関係を網羅的に調査し明確にする。
・いつ、誰から行われ、どのような態様であったか。
・いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか。
・学校・教職員がどのように対応したか。
○質問紙調査や聴取調査の実施にあたっては、被害生徒や情報提供をした生徒を守る事を最優先して行う。
○質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ調査対象となる在校生徒やその保護者に説明する等の措置をとる。
○因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
○当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識のもと、調査にあたる。
○被害生徒からの聴き取りが可能な場合
・加害生徒に対して適切かつ厳格な指導を行い、いじめ行為を止めさせる。
・被害生徒の状況に合わせた継続的な心のケアに努め、学校生活復帰支援、学習支援を行う。
○被害生徒からの聴き取りが不可能な場合
・被害生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。
③　被害生徒及びその保護者に対し、他の生徒のプライバシーの保護など、関係者の個人情報に十分に配慮し、調査により明らかになった事実関係を伝える。

(2)　県教育委員会が行う調査に対して積極的に協力するとともに、調査結果を真摯に受け止め、再発防止に学校組織をあげて取り組む。

６　いじめ未然防止に係る年間指導計画

毎月　　いじめ未然防止に係る委員会の開催
4月　　職員の指導方針の確認　　豊栄高等学校いじめ防止基本方針の全校配付
　　生徒理解のための職員研修会1の開催　　生徒会によるいじめ防止啓発運動（通年）
5月　　いじめアンケート1実施　　生徒個人面談1
6月　　生徒理解のための職員研修会2の実施
7月　　職員研修　生徒個人面談2
8月　　第1回学校評議委員会で学校取組の報告や意見聴取
9月　　生徒理解のための職員研修会3の実施　　生徒個人面談3
10月　　いじめアンケート2の実施　　生徒理解のための職員研修会4の実施
11月　　生徒・職員対象の人権教育講演会の実施
1月　　いじめアンケート3の実施
　　第2回学校評議委員会・地域の声を聴く会で学校取組の報告や意見聴取
2月　　ふりかえりと学校評価
通年　　「生活に関する相談窓口」の常設

７　緊急時の組織対応



確認事項

1　訴え、気づきのあった段階で、いじめ対策推進教員は概要を把握し、管理職に連絡
2　事実確認（被害者・加害者・同席者などから）
　・関係者　・時間／期間　・場所　・内容　・理由、背景、要因
3　被害者保護のための方策と具体的支援の計画・作成
4　指導方針、指導体制の確認
5　被害・加害者の保護者への連絡と今後の連携
6　いじめが止んだと判断した後も被害生徒への3カ月の見まもりの後、解消の確認をする

いじめ相談窓口（全て誰でも相談できます）
２４時間子供ＳＯＳダイヤル　0120-0-78310（なやみ言おう）
県立教育センターいじめ・ふとうこう等なやみごと相談テレフォン 025-263-4737
新潟県警察本部少年サポートセンター　025-285-4970
新潟市いじめＳＯＳ電話　025-222-0110
新潟県教育庁生徒指導課いじめ対策室　025-280-5124
新潟県いじめ対策ポータル（いじめＳＯＳポスト）
※配付済みの登録用のQRコードからご相談ください
新潟県いじめ・ふとうこう等相談メール ijime@mailsoudan.org

平成26年４月１日策定　平成28年12月28日一部改正　平成30年10月24日一部改正
平成31年４月１日一部改正　令和２年４月１日一部改正　令和３年４月１日一部改正
令和４年４月１日一部改正　令和６年４月１日一部改正　令和６年10月25日一部改正
令和８年４月１日一部改正